

令和4年度三重県工業研究所課題解決型共同研究公募要領

三重県工業研究所（以下「工業研究所」という。）は、県内事業者等の研究開発又は技術開発における課題の解決を支援するため、共同研究を以下のとおり募集します。

対象とする研究内容に応じて、「人材育成型」・「課題解決型」に区分しており、区分に応じて研究の範囲や共同研究者の負担金額等が異なりますので、いずれかの区分を選択して申請してください。

申請受付期間は、令和4年3月25日（金）から10月31日（月）までとします。

1. 共同研究の概要と手続き

（1）共同研究の対象

この公募要領において、共同研究とは、共同研究申請事業者等の技術課題を工業研究所と共同研究申請事業者が分担し共同で解決する研究開発を指します。

共同研究の対象は、別表1に示す研究分野のうち令和4年度において共同研究が可能な課題に関するものとします。ただし、別表1に記載のある研究分野であっても、工業研究所の研究設備や予算等により対応できない場合があります。

（2）共同研究の区分

①人材育成型

（ア）共同研究の範囲

工業研究所が共同研究申請事業者の技術人材を受け入れ、ともに研究に従事することで、共同研究申請事業者の技術課題（製品や技術の開発又は改良等）を解決する共同研究を対象とします。

（イ）対象とする共同研究申請事業者

県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。

（ウ）共同研究費用の負担

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、共同研究者が分担する課題に係る経費を負担します。

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、工業研究所が分担する課題に係る費用の一部又は全部を負担していただきます。負担割合は、小規模事業者は3分の1以上、中小企業は2分の1以上、大企業は全部の負担となります。

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～30万円程度とします。ただし、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご相談ください。

②課題解決型

（ア）共同研究の範囲

共同研究申請事業者が抱える技術課題（製品や技術の開発又は改良等）を工業研究所の技術シーズやノウハウ及び設備を活用して解決するための共同研究を対象とします。

（イ）対象とする共同研究申請事業者

原則として、県内に本社又は事業所等のある事業者（企業、組合、個人等）を共同研究者とします。ただし、県外事業者も共同研究の内容によっては対象となる場合がありますので、事前に問い合わせください。

（ウ）共同研究費用の負担

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、共同研究者が分担する課題に係る経費を負担します。

共同研究者は、共同研究に要する費用のうち、工業研究所が分担する課題に係る費用の一部又は全部を負担していただきます。負担割合は、県内事業者かつ小規模事業者は3分の1以上、県内事業者かつ中小企業は2分の1以上、大企業及び県外企業は全部の負担となります。

工業研究所の研究費用は、共同研究1件あたり数万円～30万円程度とします。ただし、これ以上でも可能な場合がありますので、申請前に問い合わせ先までご相談ください。

（3）研究期間

契約締結日から最長で令和5年2月28日（火）までとします。

（4）申請から採択に至る手続き

① 申請

（ア）申請方法

申請は、申請受付期間内に、工業研究所に共同研究申請書（様式第1号）及び添付書類（誓約書等）を直接提出していただくか、「共同研究申請書在中」と朱書きのうえ郵送してください（当日消印有効）。

（イ）申請時に必要な添付書類

産業廃棄物に関連する研究については、申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法等を添付していただきます。

②事前調査

工業研究所の研究担当者が、共同研究申請事業者に対してヒアリング等により申請内容を確認するとともに、申請内容と工業研究所の研究能力の適合、研究の分担、工業研究所の費用の見積り等についても確認し、共同研究調書等を作成します。なお、「人材育成型」については、人材育成計画も作成します。

また、共同研究において工業研究所が提供を受ける資材等の安全性などについて、共同研究申請事業者に対して詳細な情報の提供をお願いすることがあります。特に、産業廃棄物に関連する研究については、より詳細な資料や分析データを求める場合があります。

③審査

申請書及び事前調査の結果から、工業研究所共同研究審査委員会において審査し、共同研究実施の可否を決定します。

④審査結果の通知

共同研究が採択された場合は採択通知書、不採択となった場合は不採択通知書を共同研究申請事業者に送付します。不採択通知書には、不採択となった理由を記載

しますので、再申請される場合の参考にしてください。なお、採択された場合でも、共同研究契約の締結に当たり条件を付ける場合があります。この条件が満たされない場合は、共同研究契約の締結ができませんのでご注意ください。

⑤共同研究契約の締結

共同研究の分担、研究所の費用などについて工業研究所と共同研究者が協議した上で、共同研究契約書をもって共同研究契約を締結します。

なお、共同研究契約の締結に当たり条件が付いた場合は、その条件が満たされたことを確認させていただきます。

⑥共同研究費用の納入

共同研究契約の締結後に、共同研究者が負担する工業研究所の研究費用の納入通知書を共同研究者に送付します。納入通知書に記載のある納入期限までに指定金融機関でお支払ください。なお、納入期限は契約締結日の翌々月末日又は、令和5年2月28日（火）のいずれか早い日までとします。

⑦共同研究報告書の作成

工業研究所及び共同研究者は、共同研究の実施期間終了後1カ月以内又は令和5年3月31日（金）のいずれか早い日までに、相互に内容を協議したうえで、共同研究報告書を作成します。なお、この共同研究報告書は、原則として公表するものとします。ただし、公にすることにより、共同研究者の競争上の地位その他正当な利益を損なうと認められるものは、共同研究者と協議の上、公表を控えることができます。

(5) 審査基準

次の項目について、申請書及び事前調査を基に総合的に判断するとともに、工業研究所の研究費用の予算範囲内で共同研究実施の可否を決定します。

①工業研究所の研究能力（人的・設備的能力等）との整合性

申請内容に対して、工業研究所の職員の研究分野や県公設試の保有する設備等に対応できるかどうか。

②申請内容の技術的妥当性と見込まれる効果

申請内容が技術的に達成可能であるか、また研究の成果により生じる具体的な効果（新商品の開発、高付加価値化、コスト削減、製造技術の向上等）がどの程度見込まれるか。

③共同研究申請事業者の県内における事業化計画

共同研究申請事業者が、共同研究の成果を活用して事業化・商品化等を進める具体的な計画を持っているか。また、県内産業への波及性が見込まれるか。

④共同研究申請事業者の研究開発能力

申請内容に対して、共同研究申請事業者が十分な研究体制・能力を持っている（持とうとしているか。）。)

⑤共同研究の対象とする材料・原料等に関する安全性

特に、廃棄物に関する研究など、対象とする材料・原料等の安全性について、十分に考慮されているか。

⑥共同研究の制度に対する共同研究申請事業者の理解

共同研究申請事業者の費用負担、情報の取扱い、及び共同研究契約書の条項などに対して、共同研究申請事業者が十分に理解しているか。

(6) 不採択となった場合の対応

不採択となった申請についても、技術相談・技術支援・他の研究機関への橋渡し等により、工業研究所として何らかの対応が可能な場合は、共同研究申請事業者の研究開発課題の解決に向けたお手伝いをさせていただきます。

2. その他注意事項

(1) 共同研究契約書の内容

共同研究における研究の分担、費用負担、知的財産の取扱い、情報公開等に関して、共同研究契約書により規定していますので、申請される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。共同研究契約書などの関係規定等は、工業研究所ホームページに掲載しています。<http://www.pref.mie.lg.jp/kougi/hp/index.htm>

(2) 産業廃棄物を用いた共同研究

産業廃棄物のリサイクル・減量化等を対象とした研究については、安全性の確保のために、次のような制限及び共同研究者の義務があります。

① 研究の対象

産業廃棄物を原料に含み商品化されているものであっても、新たな用途を開発することを目的とする研究であれば本共同研究の対象とします。

特別管理産業廃棄物を直接の原料とした製品化に関する研究は対象外です。

三重県又は共同研究者が所有又は管理しない土地等を使用して行う研究は対象外です。

② 産業廃棄物に関する成分データ等の把握

共同研究申請書に、研究対象とする産業廃棄物について、申請時点で把握している成分、溶出試験結果及び製造方法を添付していただきます。

事前調査において、審査における参考資料として、工業研究所が必要とする成分等データの提出を求める場合があります。

産業廃棄物に関する成分等データの提出を条件として採択する場合があります。この場合、共同研究者は、共同研究契約の締結前に、採択条件（工業研究所が求める産業廃棄物に関する成分データ等の提出）を満たす必要があります。共同研究実施中に、対象とする産業廃棄物に関する成分及び製造方法等の情報について、工業研究所が共同研究者に求めた場合は、共同研究者はこれらに関する情報を提出していただきます。なお、その費用は共同研究者の負担となります。共同研究者が、工業研究所が求める情報を提出しない場合は、共同研究契約を解除します。

③ その他

工業研究所及び共同研究者は、共同研究実施期間中における実験・試作等により生じた成果物又は生産物を商品として流通させることはできません。

(3) 製品・商品に係る法的規制

共同研究の成果を活用した製品・商品について、共同研究申請事業者が守るべき多

くの法的規制がありますので、必ずこれを遵守してください。例えば、製造物責任法（PL法）、不正競争防止法、薬事法、食品衛生法、輸出貿易管理令、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律などが該当します。

（４）情報公開

①共同研究者名（法人番号）及び共同研究課題名の公表

採択された共同研究課題名及び共同研究申請事業者の名称（法人番号）・所在地は、共同研究契約の締結後にホームページ等で広く公表します。

②三重県情報公開条例の適用

共同研究に関する文書全て（申請書、共同研究契約書、共同研究報告書、共同出願契約書、共同研究者が工業研究所に提出した文書・データ等）が三重県情報公開条例（平成11年三重県条例第42号）の対象となります。

詳しくは、三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/KOUKAI/>）をご覧ください。

（５）権利の帰属及び出願等

共同研究において、三重県に属する研究員又は共同研究者が本共同研究の結果、単独で発明を行ったときは、あらかじめ相手方の同意を得て、単独で特許の出願ができます。

三重県に属する研究員及び共同研究者が共同して発明を行ったときは、三重県は三重県に属する研究員から特許を受ける権利を承継し、三重県及び共同研究者が共同して出願（以下「共同出願」という。）するものとします。この場合において、共同研究者は共同研究を始めるにあたって、職務発明等に関する規程を定め、あるいはそれに類するもので権利関係を明確にしておくこととします。

共同出願を行おうとするときは、当該特許に係る三重県及び共同研究者の特許を受ける権利及び設定登録後の特許権の持分と出願等に係る費用一切の費用負担割合を協議した内容を含む「共同出願契約書」を別途作成し、三重県職務発明等審査会で審査のうえ共同出願契約を締結するものとします。

実用新案権、意匠権、その他の知的財産権の取扱についても上記記載と同様とします。

（６）暴力団等の排除

共同研究申請事業者又はその役員等が以下に該当する場合、共同研究を実施することはできません。

- ・暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる場合。

- ・暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者。以下同じ。）と認められる場合。

- ・自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用したと認められる場合。

- ・暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合。
- ・暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められる場合。（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- ・暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合。（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- ・暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用したと認められる場合。

3. 問い合わせ先

ご質問などの問い合わせは、電話・FAX・メールで担当者までご連絡ください。

〒514-0819 津市高茶屋5丁目5-45

三重県工業研究所 プロジェクト研究課

電話：059-234-0407 FAX：059-234-3982 担当者：増山、瀬戸

E-mail：kougi@pref.mie.lg.jp

別表 1 共同研究が可能な研究分野リスト

番号	共同研究の対象とする研究分野
1	エネルギー関連技術に関する研究
2	電子材料及び電子デバイスの研究
3	医療機器及び福祉用具に関する研究
4	機械及び機械部品の研究
5	金属加工技術の研究
6	有機・無機材料の研究
7	土木建築材料の研究
8	食品の研究
9	医薬品及び化粧品の研究
10	金属材料の研究
11	鋳造技術の研究
12	窯業原材料及び製品の研究
13	窯業製品のデザイン開発
14	情報技術の研究

(様式第1号)

共同研究申請書

令和 年 月 日

三重県工業研究所長 宛て

所在地 三重県〇〇市〇〇町〇〇〇〇XXX-XX

事業所名 株式会社〇〇

法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者名 代表取締役 〇〇 〇〇

代表取締役等の契約締結権
を有する方としてください

学会の支部など法人を構成する支
店・支部・事業所等による申請の
場合は、空欄としてください(法人
番号が指定されないため)

【参考】国税庁 HP

[https://www.houjin-bangou.nta.
go.jp/setsumeipamphlet/images
/houjinbangou_gaivou.pdf](https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/setsumeipamphlet/images/houjinbangou_gaivou.pdf)

下記のとおり共同研究を行いたいので申請します。

記

1 共同研究の区分（※該当するものにチェックしてください。）

人材育成型 課題解決型

研究分野番号（別表1から選択）

（ 〇〇 ） ・ （ ） ・ （ ）

2 研究課題名

例) 〇〇による〇〇の開発

3 研究開発の内容

例) 〇〇が有する〇〇機能を利用した、〇〇への〇〇の活用を検討するとともに、〇〇による〇〇技術の性能向上を図り、〇〇等の新製品を開発する。

4 三重県工業研究所と共同研究を必要とする理由

例) 〇〇に関する技術に関して、当社では知識、技術などが不足しており、当研究の目的の達成のためには、〇〇に関して三重県工業研究所が有する技術・ノウハウ・設備等が必要である。

5 三重県工業研究所に希望する研究内容、及び自社で実施する研究内容

① 三重県工業研究所が実施する研究内容

例) 〇〇の配合の最適化： 〇〇の評価法の開発

② 自社で実施する研究内容

例) 〇〇の回収方法の開発： 〇〇の材料の調製と提供

6 共同研究成果の活用（事業化等）計画・見込み

例) 共同研究の成果を活用して〇〇技術の性能向上を図り、〇〇事業所（住所：三重県〇〇市）において〇〇の機能を持った新製品を製造し、平成〇年を目途に販売する予定である。

7 自社における共同研究の実施場所名及び住所

例) 株式会社〇〇 〇〇事業所
三重県〇〇市〇〇町〇〇〇xxx-xx

8 研究希望期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

9 共同研究参加予定者の所属職氏名

所 属	職・氏名	人材育成対象※
開発部	技術主任 〇〇 〇〇	

※ 共同研究区分で「人材育成型」を選択した場合のみ、人材育成の対象となる参加者に○印をつけてください。

10 三重県工業研究所が実施する研究に要する費用に対する負担可能金額

負担予定（負担可能）金額： _____ 〇〇万円

11 共同研究に関して三重県工業研究所に提供する研究用材料等

研究用資材等の名称	性状	成分データ等の有無	産業廃棄物に該当する場合の区分
例) 〇〇化合物	粉状	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	特管 特管以外 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
例) ××剤	液体	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>	特管 特管以外 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
		有 無	特管 特管以外 非該当

※成分データや製造工程等の資料がある場合は、本申請書に添付してください。

特管：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第5号に規定される「特別管理産業廃棄物」

12 連絡先

住所 〒xxx-xxxx 三重県〇〇市〇〇町〇〇〇xxx-xx

担当者 〇〇課 職名 〇〇〇〇

電話： xxx-xxx-xxxx FAX： xxx-xxx-xxxx Email： xxxx@xxx.co.jp

13 申請者の事業規模：いずれかに○を入れてください【大企業・中小企業・小規模企業者・その他】※

【参考…中小企業・小規模企業者の定義（中小企業庁HP） <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>】

【参考…「みなし大企業」について（中小企業庁HP） https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q7】

※「みなし大企業」については、「大企業」に○をつけてください。

14 添付書類

① 誓約書（様式第1号の1）

② その他（業種、主要製品、資本金、売上高などが記載されたパンフレット等）

（※必要に応じてページ数を増やしてください。）

(様式第1号の1)

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

記

法人等（法人、法人格を有していない団体及び個人）又はその役員等（法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者。法人格を有していない団体にあつては、代表者及び経営に実質的に関与している者。個人にあつては、その者及びその者の支配人。）が、次のいずれにも該当する者ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団関係者（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は暴力団の関係者として警察等捜査機関からの通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下同じ。）
- (3) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用した者
- (4) 暴力団又は暴力団関係者に資金等の供給、資材等の購入など積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有している者（密接な関係とは、友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしている場合をいう。この場合、特定の場所で偶然出会った場合は含まないが、年1回でもその事実がある場合は当該要件に該当する。）
- (6) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者（社会的に非難される関係とは、たとえば、暴力団事務所の新築等に係る請負契約を結び、又は暴力団関係者が開催するパーティー等その他の会合に招待し、招待され、若しくは同席するような関係を含む。この場合、特定の場所で偶然出会った場合等は含まない。）
- (7) 暴力団関係者であると知りながら、これを不当に利用した者

令和 年 月 日

三重県工業研究所長 宛て

住 所 **【申請書記載の住所】**

会 社 名 **【申請書記載の会社名・所属】**

(ふりがな)

代表者氏名 **【申請書記載の代表者肩書・代表者氏名・代表者印】** 印

生年月日 (大正・昭和・平成) 年 月 日 性別 ()

※誓約書の記載事項のうち個人情報については、三重県個人情報保護条例に基づき適正に管理します。なお、内容確認のために三重県警察本部に照会を行う場合があります。